第六号様式別表二の三（用紙日本産業規格Ａ４）（第二十三条・第十条の十一関係）

［様式　略］

第６号様式別表２の３記載要領

１　この明細書は、当該事業年度開始の日前10年以内に開始した事業年度において生じた通算対象所得金額（法第53条第13項に規定する通算対象所得金額をいう。以下この記載要領において同じ。）について、同項の規定の適用を受けようとする法人が記載し、第６号様式、第６号様式（その２）又は第６号様式（その３）の申告書に添付すること。

［２～５　略］

第六号様式別表二の四（用紙日本産業規格Ａ４）（第二十三条・第十条の十一関係）

［様式　略］

第６号様式別表２の４記載要領

１　この明細書は、当該事業年度開始の日前10年以内に開始した事業年度において生じた配賦欠損金控除額（法第53条第19項に規定する配賦欠損金控除額をいう。以下この記載要領において同じ。）について、同項の規定の適用を受けようとする法人が記載し、第６号様式、第６号様式（その２）又は第６号様式（その３）の申告書に添付すること。

２　「配賦欠損金控除額①」の欄は、配賦欠損金控除額の生じた各事業年度について、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を記載すること。

(1)　法人税法第64条の７第５項の規定の適用がある場合　当該事業年度の法人税の明細書（別表７(2)付表１）の「当初配賦欠損金控除額㉒」の「計」の欄の金額

(2)　(1)に掲げる場合以外の場合　当該事業年度の法人税の明細書（別表７(2)付表１）の当該事業年度開始の日前10年以内に開始した各事業年度の「非特定欠損金額に係る控除未済額(5)」の欄の金額から「非特定欠損金配賦額⑱」の欄の金額を控除した金額（当該金額が零を下回る場合には、零）に、「非特定損金算入割合⑳」の欄の数値を乗じて得た金額の合計額

［３～５　略］

第六号様式別表二の五（用紙日本産業規格Ａ４）（第二十三条・第十条の十一関係）

［様式　略］

第６号様式別表２の５記載要領

１　この明細書は、当該事業年度開始の日前10年以内に開始した事業年度若しくは中間期間（法人税法第80条第５項若しくは第144条の13第11項又は所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号）第３条の規定（同法附則第１条第５号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法（以下この記載要領において「令和２年旧法人税法」という。）第80条第５項に規定する中間期間をいう。）（法人税法第80条第７項又は第８項に規定する欠損事業年度を除く。）又は当該連結事業年度（令和２年旧法人税法第15条の２第１項に規定する連結事業年度をいう。以下この記載要領において同じ。）開始の日前10年以内に開始した事業年度（令和２年旧法人税法第80条第５項又は法人税法第144条の13第11項に規定する中間期間を含む。）において生じた内国法人の控除対象還付法人税額（法第53条第23項第１号又は地方税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第５号。以下この記載要領において「令和２年改正法」という。）附則第１条第５号に掲げる規定による改正前の法（以下この記載要領において「令和２年旧法」という。）第53条第12項第１号に規定する内国法人の控除対象還付法人税額

第六号様式別表二の三（用紙日本産業規格Ａ４）（第二十三条・第十条の十一関係）

［様式　同上］

第６号様式別表２の３記載要領

１　この明細書は、当該事業年度開始の日前10年以内に開始した事業年度において生じた通算対象所得金額（法第53条第13項に規定する通算対象所得金額をいう。以下この記載要領において同じ。）について、同項の規定の適用を受けようとする法人が記載し、第６号様式又は第６号様式（その２）の申告書に添付すること。

［２～５　同左］

第六号様式別表二の四（用紙日本産業規格Ａ４）（第二十三条・第十条の十一関係）

［様式　同上］

第６号様式別表２の４記載要領

１　この明細書は、当該事業年度開始の日前10年以内に開始した事業年度において生じた配賦欠損金控除額（法第53条第19項に規定する配賦欠損金控除額をいう。以下この記載要領において同じ。）について、同項の規定の適用を受けようとする法人が記載し、第６号様式又は第６号様式（その２）の申告書に添付すること。

２　「配賦欠損金控除額①」の欄は、配賦欠損金控除額の生じた各事業年度について、当該事業年度の法人税の明細書（別表７(2)付表１）の「配賦欠損金控除額㉒」の「計」の欄の金額（法人税法第64条の７第５項の規定の適用がある場合には、この申告前の同欄の金額）を記載すること。

［新設］

［３～５　同左］

第六号様式別表二の五（用紙日本産業規格Ａ４）（第二十三条・第十条の十一関係）

［様式　同上］

第６号様式別表２の５記載要領

１　この明細書は、当該事業年度開始の日前10年以内に開始した事業年度若しくは中間期間（法人税法第80条第５項若しくは第144条の13第11項又は所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号）第３条の規定（同法附則第１条第５号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法（以下この記載要領において「令和２年旧法人税法」という。）第80条第５項に規定する中間期間をいう。）（法人税法第80条第７項又は第８項に規定する欠損事業年度を除く。）又は当該連結事業年度（令和２年旧法人税法第15条の２第１項に規定する連結事業年度をいう。以下この記載要領において同じ。）開始の日前10年以内に開始した事業年度（令和２年旧法人税法第80条第５項又は法人税法第144条の13第11項に規定する中間期間を含む。）において生じた内国法人の控除対象還付法人税額（法第53条第23項第１号又は地方税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第５号。以下この記載要領において「令和２年改正法」という。）附則第１条第５号に掲げる規定による改正前の法（以下この記載要領において「令和２年旧法」という。）第53条第12項第１号に規定する内国法人の控除対象還付法人税額